

再生可能エネルギーの全量買取制度に関するオプションについての意見

平成22年5月31日

日本・東京商工会議所

．基本的意見

再生可能エネルギーの全量買取制度の導入にあたっては、

総合的な温暖化対策と将来的なエネルギー政策の中での位置づけの明確化

国民負担の妥当性

自立的普及拡大による温室効果ガスの削減と国内経済の活性化

の3つの視点から検討する必要がある。

太陽光発電の余剰電力買取制度は、昨年11月から開始されているものの、実質的な国民負担は平成23年度から始まる。同制度が国民に与える影響と導入量の進捗を見極めたうえで、十分な検討が必要であり、全量買取制度の早急な導入は避けるべきと考える。

まず、中期目標や温暖化対策における「真水」の割合が決まった後に、部門別の削減目標を明確にし、検討中の地球温暖化対策税や国内排出量取引制度と一体的に検討し、環境と経済の両立やエネルギーの安定供給も踏まえて制度設計すべきである。その際、環境と経済の両立に向けた具体的な道筋を示すとともに、総合的な負担の実像を明らかにして国民的合意のもと対応を進めるべきである。

再生可能エネルギーの全量買取制度の実施は、言わば社会コスト負担の増大を伴うものであり、このコスト負担がどの程度のものなのか、公平性の視点からも、誰が、どの程度、負担していくのか、明確かつ具体的に提示したうえで、負担額の大幅な増加がないよう、国民の理解を得ながらこれらの設計を慎重に行う必要がある。

同時に、社会コストの負担の増大を伴う以上、仮に制度を導入する場合には、最大限、国内経済の活性化に寄与させるべきであり、例えば、国内の再生可能エネルギー関連産業の育成・強化につなげる視点など、制度設計には細心の配慮を払うべきである。

長期的な温室効果ガスの排出削減とエネルギー自給率の極めて低い我が国のエネルギー安全保障・安定供給の観点から、再生可能エネルギーや原子力をはじめとする非化石エネルギーの導入拡大と、化石エネルギーの高効率利用などのエネルギー政策を総合的に組み合わせることで、安定供給の維持向上に努めることが重要である。その中で、個々の再生可能エネルギーの導入量・それぞ

れにふさわしい技術革新と導入のあり方を示し、国民の理解を求めべきである。

今般の意見募集は再生可能エネルギーの全量買取制度の導入を前提としてオプション（制度の選択肢）について意見を募集するものとなっているが、上記の「基本的意見」のとおり、更なる検討が必要である。

．オプションについての意見

オプションについては、以下のとおり意見を申し上げる。

1．買い取り対象についてのオプション

a) 買い取り対象とする種類について

再生可能エネルギーには様々な種類があるが、我が国に適した導入の優先順位があるはずである。発電事業用を対象とする場合には、普及拡大により価格が低減され、将来的に買取制度や補助金制度が廃止された後も自立的に普及拡大が見込めるような再生可能エネルギーや、国内産業の活性化に繋がる技術で、関連産業のすそ野が広く地域経済の活性化にも資する再生可能エネルギーを優先的に対象とすべきである。

b) 全量買取の範囲について（住宅用等の太陽光発電の取扱い）

「（住宅用等の太陽光発電の）余剰電力買取制度を全量買取に移行する場合、インセンティブが同等となるように（設置者の利益が同一となるように）買取価格を設定すれば、導入量は変化しないが、買取総額が2,000億円程度増加する。」とあるように、その導入効果は低いと考えられる。また、余剰電力のみの買取とすることで、自家消費に対する省エネのインセンティブが一層働くことから、余剰電力のみの買取とすべきである。

なお、店舗や工場等、発電量に占める余剰電力の割合が低い場合は、インセンティブが相対的に低くなりうる可能性があるため、今後、更なる検討が必要である。

c) 新設・既設の取り扱いについて

「既設の発電設備も買取対象とすると買取総額が8,000億円程度増加する一方で、新規の導入量は増えず、CO2削減量は変化しない」

とある通り、その導入効果は見込まれないため、新設の設備のみを対象とすべきである。

既設の設備は、設備導入時に、(本制度が導入されなくても)事業採算性が合うことを前提に設置されていると考えられる。既設の設備を対象に含めることで、「再生可能エネルギーの導入量は増えないが、国民の負担は増える」という事態になることを避けるべきである。

d) 買い取り価格の設定方法について

「(再生可能)エネルギー別に買取価格を変えずに一律の買取価格とする方が、相対的に小さな買取費用で多くの再生可能エネルギーが導入できる」とあるように、環境と経済の両立という視点から、買取価格は一律とすべきである。

e) 買い取り期間の設定方法について

買い取り期間は、買い取り対象の種類や範囲等の案が示された上で、改めて検討する必要があると考える。

2. 負担方法についてのオプション

a) 費用負担の方法について

費用負担者に、その負担分の環境価値(CO2削減量)が帰属する方式にすべきと考えること、および、昨年11月開始の太陽光発電の余剰電力買取制度が電力料金への上乗せ方式であることから、電力料金に上乗せする方式で検討することが妥当と思われる。ただし、「 . 基本的意見」で述べたとおり、太陽光発電の余剰電力買取制度の実質的な国民負担は平成23年度からであり、同制度が国民に与える影響と導入量の進捗を見極めたうえで、十分な検討が必要である。

b) 地域間調整について

地域間の費用負担の格差が生じないように、全国同一の単価水準とすべきと考える。

c) 特定の分野に対する軽減措置の是非について

中小企業の経営環境は悪化しており、約7割は赤字となっている。

経費削減は限界に達している一方、電気料金の増加分を製品・サービス価格に転嫁することは事実上、困難である。このように、経営基盤の脆弱な中小企業にとっては、本制度のメリットを受けられず、一方的な負担を強いられる可能性があり、企業経営に重大な影響を及ぼす恐れがあると懸念されることから、軽減措置の検討等、慎重な設計が必要である。

3. その他事務的に検討すべき事項

- a) ほかの導入促進策のあり方（補助金などの財政支援・研究開発の促進・立地規制の見直しなど）

普及拡大による価格低減が見込めないものの、技術力の維持・向上が求められる技術は、固定買取制度ではなく補助金・税制優遇による普及拡大を検討するなど、技術・普及速度等に応じたきめ細かい政策をとることが必要である。

- b) 再生可能エネルギーの持つ価値の扱い（グリーン電力証書との関係整理など）

グリーン電力証書は環境価値を自主的に取得する制度として活用が広がりつつある中、環境価値の概念が失われてしまっているのか、検討が必要である。

- c) 将来の価格改定の考え方

普及拡大により価格低減が見込める設備については、製造コストの引き下げを促すためにも、買取価格を普及にあわせて低減させていくべきである。これは結果として、国際競争力を持った製品の創出にもつながる。

以上